(株)東京環境測定センターニュース

(No. 192)

1. 化学物質のリスクアセスメントの義務化

センターニュースNo.187 号でご紹介した化学物質のリスクアセスメントの義務化が 6 月 1 日より施行されました。これにより業種、事業所規模にかかわらず、安全データシート(SDS)の交付義務の対象である化学物質 640 物質の製造・取扱いを行うすべての事業所がリスクアセスメントの実施が義務づけられました。実施にあたり化学物質に関心を持つ事が大切です。

労働安全衛生法(平成26年6月25日改正)

第57条の3

事業者は、厚生労働省冷で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

- 2. 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による 措置を講ずるほか、労働者の危険又は県境障害を防止するため必要な措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 3. 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4. 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

※3 項の指針については、平成 27 年 9 月 18 日に「化学物質等による危険性又は有害性等に 関する指針」が公示されています。

労働安全衛生法(平成26年6月25日改正)、労働安全衛生規則(平成27年6月23日改正)、 指針から「いつ(調査時期)、どんな人達で(実施体制)、どんな方法で(リスクの見積り方法)、調査結果に基づいてすること(リスク低減措置)、労働者の知らせる(周知)」を見ていきます。

【いつ (時期)】★労働安全衛生規則第34条の2の7第1項・指針

- ◎法律上の実施義務
- (1)対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき。
- (2)対象物質を製造したり、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用した変更したりするとき。
- (3)前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生

じたり、生じるおそれがあったりするとき。(新たな危険有害性の情報が、SDS などにより 提供された場合に実施します)

◎指針による努力義務

- (1) 労働災害発生時に過去のリスクアセスメントに問題があるとき。
- (2) 過去のリスクアセスメント実施時以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経などリスクの状況に変化があったとき。
- (3)作業方法等の変更もなく施行日前から取り扱って物質で新に対象物となったが、過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき。

【どんな人達で(実施体制)】★指針

総括安全衛生管理者、安全又は衛生管理者、化学物質管理者などの担当者で構成し安全衛 生委員会などの組織を活用します。その中に労働者を加えます。

【どんな方法で(リスクの見積り方法)】★労働安全衛生規則第34条の2の7第2項・指針方法は複数あります。状況に応じて選択します。安衛則や指針を読んでもイメージがわかないことが多いので、具体例を示した厚生労働省のサイトなどがありますので検索してみると良いでしょう。

【調査結果に基づいてすること(リスク低減措置の内容検討と実施)】

リスクアセスメントの調査結果から、労働者の危険または健康障害を防止するため必要な措置を検討します。★労働安全衛生法第57条の3第1項・指針

検討した内容を実施するように努めます。★労働安全衛生法第57条の3第2項・指針

【労働者に知らせる(周知)】★労働安全衛生規則第34条の2の8

周知事項を掲示などで労働者に周知します。

≪リスクアセスメントの実施の手順≫

5つのステップを進めていきます。

ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定 (法 57条の3第1項) 対象となる化学物質を使用する業務を洗い出し、SDS に記載されている GHS 分類などに即して危険性または有害性を特定します。

ステップ 2 リスクの見積り (安衛則第34条の2の7第2項)

ステップ3 リスク低減措置の内容検討 (法第57条の3第1項)

ステップ4 リスク低減措置の実施 (法第57条の3第2項 努力義務)

ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知 (安衛則第34条の2の8)

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。